

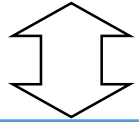
第 6 期佐渡市障がい福祉計画・第 2 期佐渡市障がい児福祉計画 の策定について

1. 各種計画の根拠法令等

《地域福祉計画》

- ・社会福祉法第107条第1項
【抜粋】

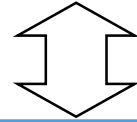
市町村は、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）を策定するよう努めるものとする。



障がい者計画(6カ年)

- ・障害者基本法第11条第3項
【抜粋】

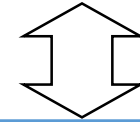
市区町村における障害者のための施策に関する基本的計画（市町村障害者計画）を策定しなければならない。



障がい福祉計画(3カ年)

- ・障害者総合支援法第88条第1項
【抜粋】

市町村は、障害福祉サービスの提供体制の確保その他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村障害福祉計画）を定めるものとする。

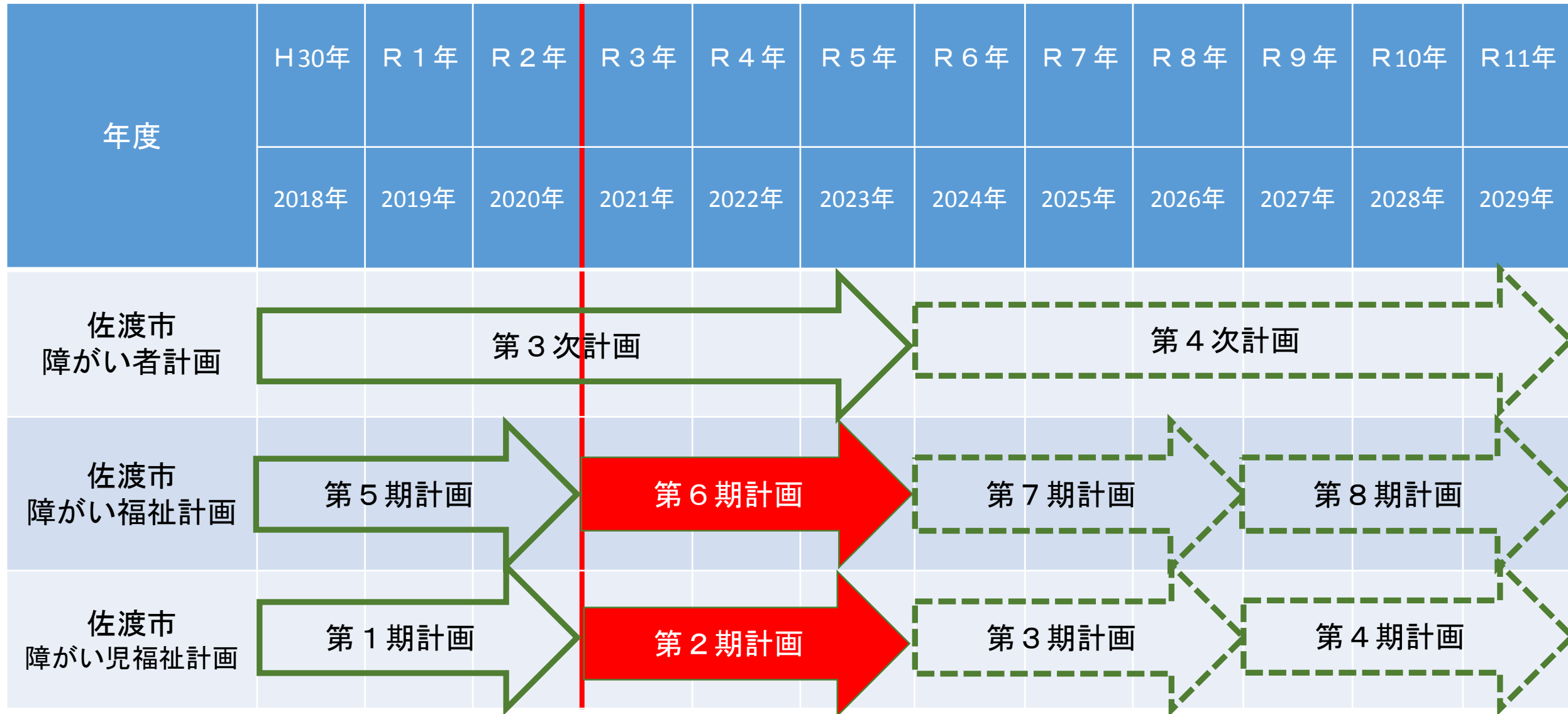


障がい児福祉計画(3カ年)

- ・児童福祉法第33条の20第1項
【抜粋】

市町村は障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（市町村障害児福祉計画）を定めるものとする。

2. 各計画期間について



3. アンケート調査の実施について

• 調査の目的

次期計画の策定の基礎資料とするため、佐渡市内の障がい者及び関係事業者・団体に対して、サービスの利用状況や利用意向などニーズを把握し、令和3年度以降の障がい福祉サービス等の必要量の見込みを示すうえで参考とする。

• 調査対象

①障がい者（障がい福祉サービス利用者）

②障がい児（各種手帳所持者、各種手当対象児童

障がい福祉サービス利用者）

約700件

※上記のほか、障がい者団体及びサービス事業者に聞き取り調査等を実施

• 調査期間

令和2年6月30日（火）～令和2年7月24日（金）

4. 今後の計画スケジュール（案）

年 月	内 容	自立支援協議会開催予定
令和2年6月	次期計画の見直し及び アンケート調査票（案）協議	第1回自立支援協議会
令和2年6月	アンケート調査票発送	
令和2年8月	現行計画の実績報告・評価 計画内容を協議	第2回自立支援協議会
令和2年12月	計画素案を協議	第3回自立支援協議会
令和3年1月	パブリックコメント	
令和3年2月	パブリックコメントの報告 計画の承認・完成	第4回自立支援協議会
令和3年3月	計画印刷・配布	